



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第758号 令和6年10月25日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
515	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件	動物愛護管理センター
516	徳島県指定史跡を指定する件	文化資源活用課
517	道路の区域を変更する件	高規格道路課

徳島県告示第五百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和六年十月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
一般社団法人大 学支援機構	徳島市新蔵町二丁 目二四番地	多くの命をつなげる譲渡推 進事業に係る寄附金の収納 の事務	令和六年八 月八日	令和六年十 月七日

徳島県告示第五百十六号

文化財の保護に関する条例（昭和三十一年徳島県条例第二十二号）第三十五条第一項の規定により、次に掲げるものを徳島県指定史跡に指定する。

令和六年十月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
史跡	徳島県地震津波碑 中喜来春日神社敬諭碑 鞆浦海嘯記碑	一	板野郡松茂町中喜来 字牛飼野西ノ越三〇 番一 海部郡海陽町鞆浦字 立岩五〇番一〇	所有者 宗教法人春日神社 代表役員 市村 英雄 管理者 中喜来春日神社氏 子 松茂町教育委員会 所有者 徳島県 管理者 海陽町教育委員会

徳島県告示第五百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和六年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
105	多和脇	美馬市脇町字東俣名一九 九四番一地先から 同 八六 五番一地先まで	旧	三・七〇八・〇	二七七・五
		美馬市脇町字東俣名一九 九四番一から 同 八六 五番一地先まで	新	五・七〇一三・四	二八〇・七